

八十四

明治廿八年

米國郵船リヲ号長崎造船所入渠之件

外務省

明治 年 月 日 起
同 年 月 日 發遣

主任



電報第二號 明治 年 月 日

外務省 書記官

林 外務次官

暗號

外務大臣へ

米七尾使事省口ヨリ米七尾郵便局ヨリオキノ長

寄ミテ大ニツ子ツコラ破トリ香港へ行キ得ルガケ

外務省

ノ復修費ヲ彼地造ル事ニテナスコトヲ許サシ

タシ若シヨリ存案積集ルトキハ直ニ造ル場ヲ

出ツルノ如キ事ニテモ苦シキラスト存案急ニコトヲ造ル

所ニ徴収サシタルコト如請求ノ事ハ許可ヲ得ル

コトニテカシカルベシトモ一度ノ後島へ年シ通シ難

カニ及事スヘシ右大々等ハ所同后セテ請フ日

数十日モアル修費ハ出来得ベシト云フ



明治 年 月 日
同 年 月 日
起草
發遣

主任

電送第 四 號
明治六年一月九日

外務大臣へ
米國公使の申出ニ答ハ

林外務大臣

米國公使ノ申出ニ答ハ米國郵便船リオ号ニ對シ

其船ヨリ七崎ニテ二日石入渠ニテ船底ヲ修復スル

コトヲ許サレシモ充分ナル修復ヲ了フルニハ三日ニア

外務省

ラサレバ出来ズ故ニ今日ヲ許サレバ際限ナク

何時マテモ船ヲ長崎ニ止メ置カサルヲ得スニテ

非常ノ入費カナルが故ニ何卒ソシテ今日ヲ

塔吳ルヨリ米國ニ使ヨリ切ニ頼ミ越シテ

右ハ是非許サルヨリ取計ヲ請フ

14
11



暗號 注意

省務外

電受第七三 號 (明治二十八年一月九日午後七時二十五分發)
リヲ予ノ件ハ半國公使ノ請求ノ通リ
許可スベキ旨海軍大臣ヨリ其船ノ訓令
セリ

陸奥

陸奥外務大臣

林外務大臣

暗號

省務外

電受第七一 號 (明治二十八年一月九日午後二時十五分發)
半國郵船リヲ予長官造船所ノ入渠
ノ件 閣下海軍大臣ヨリ左ノ通り申越
シタリ
長官造船所ノ目下徴費中ニ舟何時帝國
軍艦ノ修費ヲ要スル場合アルヤモ計リ難シ故ニ
右様ノ場合ニ於テリヲ予修費ヲ中止ス
ルト又同船ノ渠中ニハ一時出渠スルニトシ
命スルニトシ條件附テ許可スベシ
右半國ノ使ハ此照會アリタシ

陸奥

陸奥外務大臣

林外務大臣



往々和也行の以て
中上

多ん米ぬりカキ

一美し

別持海軍本隊分

回考為去美也

社具

一月

傳奥五記者

林次官閣下



おとろ

百三十六

齋藤

米國郵船リヲ号長崎造船所ノ入集ノ例ニ
照シテ又海防ノ事ニ係リテハ在在難破
ノ事止ムヲ得ルヲト認メテ入集セ
シムベク志モ同造船所ノ下級費中ニテ
何時帝國船船ノ修繕ヲ要スヤモ難國ニ付
必要ノ場合ニ際シテ直ニリヲ号ノ修繕ヲ
中止シ入集中ニテハ出集ヲ命スルノ条件ヲ
附シ許可スルノ事ニ係リテハ例示ノ事ニ係ル
旨及之由ニ付テハ

海防大臣齋藤實所長

大 本 營

外務大臣齋藤實所長

